

令和7年4月24日

## 静岡地区のタクシー運賃改定要請状況について

静岡地区におけるタクシーの運賃改定要請については、令和7年4月23日に、要請があった法人タクシー事業者の車両数の合計が、当該運賃適用地域における法人タクシー事業者全体の合計車両数の5割を超えましたので、お知らせします。

### ●静岡地区（令和7年4月23日現在）

要請状況	要請車両数（両）	要請率（％）	地域の全体車両数（両）
（最初の要請日） 令和7年4月7日	1,932	50.95	3,792
（3ヶ月経過日） 令和7年7月7日			

静岡地区…静岡県23市12町のうち、静岡市、浜松市、湖西市、磐田市、富士宮市、富士市、沼津市（ただし、平成17年4月1日に編入された旧田方郡戸田村の区域を除く。）、三島市、伊豆の国市（ただし、平成17年4月1日に合併された旧田方郡大仁町の区域を除く）、田方郡（函南町）、駿東郡（清水町、長泉町、小山町）、御殿場市、裾野市、掛川市、袋井市、御前崎市、菊川市、周智郡（森町）、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、榛原郡（吉田町、川根本町）の19市7町の地域

※運賃改定は、最初に申請（要請）があった時から3ヶ月の期間の間に申請（要請）を受け付け、申請（要請）があった法人タクシー事業者の車両数の合計が、当該運賃適用地域における法人タクシー事業者全体の車両数の5割を超えた場合には、3ヶ月の期間の到来を待たずに直ちに運賃改定の手続きを開始します。

#### 連絡先

中部運輸局自動車交通部

旅客第二課 本田、古久保、竹中

TEL 052-952-8036